

# ICRP 1990 年勧告の国内法令取入れについて —放射線取扱主任者の職務・権限について—

小柳 充、小幡 美貴

## 1 はじめに

放射線取扱主任者部会法令検討委員会では、ICRP 1990 年勧告の国内法令取入れに対する考え方を検討され、その結果は Isotope News に掲載されている（1994 年 9 月号 p 73～75）。

医学分野における研究には非密封 RI が欠かせない手段として用いられており、そのための RI 施設が設置されている。そこで用いられる核種、実験方法などは、他の非密封 RI 使用分野とあまり差異はなく、RI 管理は共通するところが多い。

そこで私たちは、法令検討委員会より報告された「ICRP 1990 年勧告の国内法令取入れに関する意見」をもとに、おもに放射線取扱主任者の職務・権限について現場の主任者として現状を見つめ直し、「将来あるべき放射線取扱主任者像」をイメージしてみることにした。

## 2 放射線取扱主任者の現状

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下、障害防止法）では、第 36 条に放射線取扱主任者の義務等が「放射線取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない」、「事業主は、放射線障害の防止に関する意見を尊重しなければならない」と規定されている。これによれば、主任者の職務は、事業所における放射線安全管理に対する監督のほか、事業所長に対する意見の聴取を行うことであろう。

平成 5 年度主任者年次大会において、近畿支部よりアンケートの集計結果が報告された。そ

の中で、「主任者の 78% が、できれば主任者を辞めたいと思っている」という報告があったように、実際、主任者として選任されている多くの人々は、主任者の地位、権限、責任、管理体制などに不満を抱えていると考えられる。

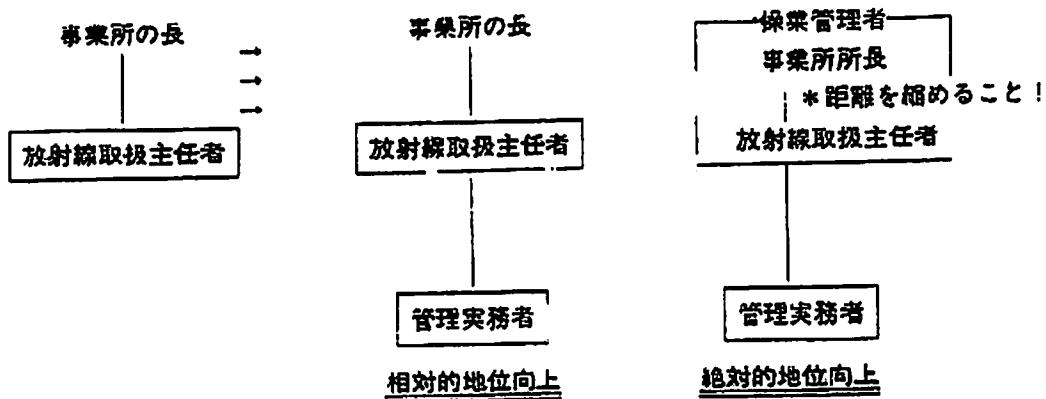
では、私たち医療系主任者の現実はどうか？ たとえば、医学部で事業所の長は医学部長、主任者に選任されているのは技官であったとする。このような場合、医学部では、たとえ障害防止法で放射線取扱主任者の立場が明確にされても、事業所の長に対して助言すら行うことは、さわめて困難な場合が多い。医学部の意思決定機関である教授会で決議された事柄は、それが、たとえ主任者の意見に反対することであっても、主任者が責任を取る覚悟で従わなければならぬことが多い。

## 3 法令検討委員会の検討結果について

「ICRP 1990 年勧告の国内法令取入れ」にあたり、法令検討委員会で検討を重ねられた結果、「RI 管理において、監督業務と管理実務をはっきり区別させ、主任者の助言・監督者としての立場を明確にするよう提案する」と報告された。

それでは、実際に私たち主任者の立場にあてはめてみたらどうか？ いくつかの実例をみると、主任者が複数選任されてはいるが、主任者自体が兼務であり、他に管理実務をサポートする人材配置がなされていない事業所が多いように思われる。このような事業所では、主任者が好むと好まざるとにかかわらず、「監督業

## 主任者コーナー



放射線取扱主任者にとって其の地位向上とは…

務」と「管理実務」の両方をこなさざるをえないのが現状である。

もし、障害防止法に「主任者は RI 管理における助言・監督者である」として、さらに「管理実務を行う新たな管理組織体を置く」ことを規定したとしても、国家公務員の定員削減の折から、「管理実務」を行うための新たな人員配置がなされることは非常に難しいと思われる。また、非常勤職員の採用や、外部業者への業務委託をするために予算処置が必要になったとしても、必要経費が年々削減されていくなかでは、これも困難のように思われる。つまり、障害防止法に規定されたことは、そのまま事業所の放射線障害予防規定に盛り込まれるが、実際は、主任者が今までどおり管理実務を負うことになる。

一方、すでに「管理実務」を行う人員が配置されており、事実上「監督業務」と「管理実務」の分業ができている事業所も存在する。

本来ならば、主任者の職務の中には、事業所の長に対して RI 管理の助言をし、管理実務の総括を行うことも含まれていると考えるが、医系学部においては、先に述べたようにこのような助言を行うことが非常に難しいのも事実であろう。このさい、主任者が「RI 管理の助言」を行う対象は「管理実務者」だけではないことを、事業所の長が認識することがまず必要なのではないだろうか。

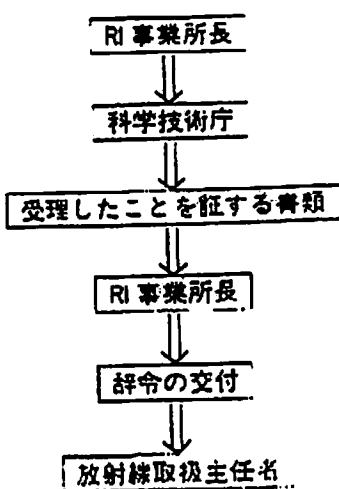
したがって、このような状況を考えあわせてみると、医科系主任者にとって、「RI 管理の助言・監督業務」と「管理実務」を切りはなすことが、主任者の地位向上には必ずしも繋がらない。

4 放射線取扱主任者の地位向上を目指して  
主任者の職務は、本来障害防止法を遵守することであると考える。では、主任者がその職務を誠実に遂行するためには何が必要であろうか。

今回の法令検討委員会の提案では、主任者は別に管理実務を行う管理組織を置く、つまり、主任者の下に実務担当者を配置して部下を付けることによって、相対的に主任者の地位を向上させることであると理解する。しかし、それだけでは「事業所の長に対して RI 管理の助言を実行する」ということが医科系 RI 施設で難しいのは、今までとなんら変りはない。主任者が「RI 管理の助言・監督者」として誠実に職務を遂行するためには絶對的地位の向上、つまり、事業所の長との上下関係の距離を縮めることが必要であろう。

主任者の職務・権限については、ICRP 1977 年勧告にともなう昭和 55 年の法改正で、第 36 条、放射線取扱主任者の義務等に関して、「放射線取扱主任者は誠実にその職務を遂行しなければならない」、「RI 施設に立入るものは、放

## 主任者の選任に関して



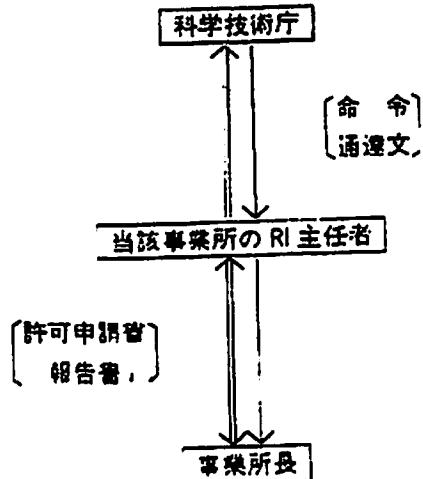
現場の主任者として科学技術庁・事業所長・主任者のかかわりをイメージしてみると…

射線取扱主任者の指示に従わなければならぬ、「事業所の長は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない」ことを明確にしたものとなり、主任者の助言・監督者としての位置付けは、すでになされている。しかし、からずしも満足しうる状況でないのは、法令に主任者の地位を改めて明記するだけに留らず、政令等、施行規則を改正し、運用方法も改めて考える必要があるのではないかと考える。

現場の主任者として具体的な事例を上げてみよう。

- ①事業所の長は、放射線取扱主任者の選任届を科技庁へ事前に提出する。
- ②科技庁はそれに基づき、当該事業所の放射線取扱主任者として、事業所の長宛てに○〇〇を交付する。
- ③事業所の長は○〇〇に基づき、当該事業所の放射線取扱主任者として辞令を交付する。
- ④科技庁からの通達文等は、放射線取扱主任者宛てに発せられ、主任者から事業所の長に伝える。
- ⑤放射線取扱主任者は、通達等の内容が事業所の長によって誠実に遂行されるための助言・

## 科学技術庁よりの障害防止法に基づく文書の流れ



監督をする。

⑥管理状況報告等、事業所から科技庁への報告は放射線取扱主任者が行う（報告者は事業所の長が作成し、主任者が内容を検討して科技庁へ報告する）。

\*○〇〇は、行政の立場で適当な書式を設定されたい（たとえば、任命書・選任証など）。

真に主任者の地位の向上を目指すならば「障害防止法の監督官庁である科学技術庁が放射線取扱主任者との直接の連絡を密にし、主任者を事業所と科技庁とのパイプ役とする」ことが必要。

（主任者の職務は、本来担当事業所内において障害防止法が遵守されるよう監督することであり、職務を誠実に遂行するためには科技庁の支援が必要である）

## 5 まとめ

今まで述べてきたように、私たち主任者が、真に主任者の地位向上を目指し、立場の確立を求めるならば、主任者自身が負う責任も重くなることを肝に銘じておかなければなるまい。

ICRP 1990 年勧告では「放射線取扱主任者」についての記述がないが、RI 管理の中心的役割を「操業管理者」に置いている。この操業管理者には事業所の長が含まれるが、その権限のうち、RI 管理の中心的役割を担い、RI 安全管理の要として主任者を位置付けることが肝要であろう。

平成 5 年度主任者年次大会において、科学技術庁原子力安全課長 本間 滑氏が特別講演のなかで、「事業所長等事業所幹部の RI 安全管理に対する認識の低さ」を問題にされていた。

この問題は、主任者の地位向上を図り、ICRP 勧告にいう「操業管理」の一翼を担う立場に主任者を位置付けることにより、解決できるのではないかと考える。

### 6 謝 辞

本原稿の執筆にあたり、日本アイソトープ協会放射線取扱主任者部会 部会長 栗原 紀夫先生にご指導、ご助言を賜わりましたこと、誌面を借りて厚くお礼申しあげます。

(新潟大学医学部 RI 施設)

### 王様の学校 解答編

80

- A. 正 [NHK-TV「日本人の質問」(1994年5月1日)]
- B. 正 [赤ちゃんは毛に浸みだした乳をしゃぶる。  
同上]
- C. 正 [鶴嘴(カモノハシ)がそうである。同上]
- D. 正
- E. 正 [旧暦から新暦への切替えは明治5年(1872年)に行われ、12月3日を明治6年の1月1日とした。会計年度が今のようにになったのは明治19年から]
- F. 正
- G. 正
- H. 正
- I. 正 [フランスでは、テントウムシ(coccinelli)や兔の足(4 pattes du lapin)も幸運のしるしとされている。NHKラジオ「フランス語講座」テキスト1994年4月号テキスト]
- J. 正
- K. 正 [レントゲンは、周知のようにノーベル物理学賞の第1回受賞者であるが、晩年はたいそう貧しかったそうである]
- L. 正
- M. 正 [同じように、日本でカッカといえば「閣下」であるが、フランスではピッピでないほうのトイレを意味する]

N. 正

O. 誤 [ハンレイ岩]

P. 正

Q. 正 [寿命、駄拍の周期、オトナになるまでの時間など、動物にとっての時間は体重の1/4に比例しているという。すなわち、体重が10倍になれば時間は約1.8倍に増える勘定になる。本川道雄:「ゾウの時間ネズミの時間、サイズの生物学」, 中公新書, p 1087 (1992)]

R. 誤 [松本であるといわれている。標高が高いうえ空気が澄んでいて、塵や埃など紫外線を迎るものがないため (1994年5月28日 別日新聞夕刊)]

S. 誤 [6月から7月上旬にかけてがもっとも高いといわれている (同上)]

T. 正 [(同上)]

U. 誤 [1945年のことであった]

V. 正

W. 誤 [白は王権を表す。国王と国民の統一の象徴として、パリの色である赤と青の間に王室を表す白を挟んだ]

X. 正 [青森が北限である。孟宗竹や椿もそうである]

Y. 正

Z. 正